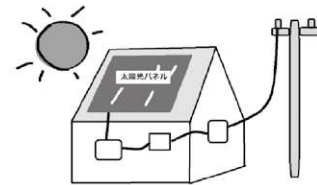


令和3年度 地球温暖化対策設備設置費補助金交付制度

地球温暖化対策に取り組む事業の一環として、市民の再生可能エネルギーの利用を積極的に支援するため、住宅用地球温暖化対策設備を設置する方を対象に、その費用の一部を補助金として交付するものです。



●補助対象メニュー及び補助金額

- ① 住宅用太陽光発電システム 補助額25,000円
- ② 住宅用リチウムイオン蓄電システム 補助額50,000円
- ③ 一体型システム(太陽光発電・HEMS・蓄電システムの組合せ) 補助額100,000円

※同一年度内に①と②を両方申請することはできません。太陽光発電システムと蓄電池を両方設置する場合は③の一体型システムとして申請してください。

●補助対象者

次の各要件を全て満たす世帯の方

- ①自ら居住し、または居住を予定する市内の住宅に補助対象の設備を設置しようとする者(すでに設置済みの設備は補助対象となりません。)または未使用の補助対象の設備が設置された住宅を購入し、市内に居住しようとする者で、申請年度内に設備の運用を開始できるものであること。
- ②本人または本人と同一世帯に属する者が過去に同一設備で補助金交付を受けていないこと。

●申請期間

令和3年4月1日(木)～令和4年1月31日(月)

※令和3年度の予算がなくなった場合、募集期間内でも申請の受付を停止させていただきます。詳細については市公式ウェブサイトをご覧ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132 FAX443・3555

家庭用電動式生ごみ処理機の購入補助について

一般家庭から排出される生ごみの減量化、再資源化(リサイクル)及び自家処理を推進するため、家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、設置した方を対象に、その費用の一部を補助金として交付します。

●交付要件 次の各要件をすべて満たす世帯の方

- ①市内に住民票があり、そこで居住していること
- ②家庭用電動式生ごみ処理機を購入し、自宅の敷地内に設置すること
- ③1世帯につき、1基を限度とすること

※補助金の交付を受けた日から5年経過後、本補助金の交付対象の機器が使用不能となり、買い替えの場合は、あらためて交付対象とする。

●補助金額 購入費用の3分の1

※1円未満の端数は切り捨てし、上限を20,000円とする。

●申請方法 次の申請書と書類を提出してください。

- ①あま市家庭用ごみ減量機器設置費補助金交付申請書(市公式ウェブサイトから印刷するか、または窓口でお渡しできます)
- ②領収書等の原本(購入者名・購入機種名・購入店名・購入金額が明記された購入を証する書類)
- ③保証書の写し

●申込 令和3年4月1日(木)から受け付けます。

※令和3年度の予算がなくなり次第、その時点で打ち切りとなりますのでご注意ください。

問合せ 環境衛生課 ☎444・3132 FAX443・3555